

公立大学法人神戸市看護大学危機管理規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第14号

公立大学法人神戸市看護大学危機管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学（以下「本学」という。）において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、本学における危機管理体制その他基本事項を定めることにより、本学の教職員等及び一般市民等（以下「本学関係者」という。）の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の基本方針)

第2条 本学における危機管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 本学関係者の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 学内の財産の保護に努める。
- (4) 学内における教育活動、研究活動、地域貢献活動の継続又は速やかな再開に努める。
- (5) 関係機関との連携協力及び情報公開に努める。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危機 自然災害、火災及び重篤な感染症の発生、情報管理上のインシデント又はアクシデント、その他の重大な事件又は事故により、本学関係者の生命若しくは身体又は本学の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 危機の原因と状況を把握・予知・分析するとともに、当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害を回避又は最小限に抑制するため、組織的に対応することをいう。
- (3) 学生 学部学生及び大学院学生をいう。
- (4) 教職員 役員及び本学が定める就業規則により雇用されている者をいう。
- (5) 教職員等 学生、教職員及び本学において業務を行うことを認められている者をいう。
- (6) 一般市民等 施設等利用者、公開講座受講生、取引業者及び地域住民等、本学に関する前号に掲げる者以外の者をいう。

(理事長等の責務)

第4条 理事長は、本学における危機管理を統括し、全学の危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 理事は、理事長を補佐し、それぞれの掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図るものとする。
- 3 教職員は、本学における危機管理体制が適切かつ有効に機能するよう常に危機管理意識を持って、その職務の遂行に当たるものとする。
- 4 教職員等は、危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、危機の内容

に応じ、関係行政機関その他別に定める部署へ通報するとともに、当該危機に対処するものとする。

(危機管理担当理事等)

第5条 理事長は、総務・施設担当理事を危機管理を担当する理事（以下「担当理事」という。）に指名するものとする。

2 担当理事は、他の理事等と危機管理に関する措置について必要な調整を行うとともに、危機管理基本計画の策定その他全学の危機管理体制の整備を行うものとする。

3 担当理事に事故があるときは、副理事長又は理事のうちからあらかじめ理事長が指名する者が、その職務を代行するものとする。

(危機管理委員会)

第6条 理事長は、本学の危機管理体制並びに危機管理対応について調査審議するため、公立大学法人神戸市看護大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会について、必要な事項は別に定める。

(危機レベルの決定)

第7条 理事長は、本学において発生し、又は発生するおそれがある危機について、危機の状況及び対応の態勢に応じて、次表の区分(以下「危機レベル」という。)のいずれかに決定するものとする。

区分	危機の状況	対応の態勢
レベル0	本学関係者への影響が小さく、経常の体制で対応できる災害、事故等	関係する所属において対応する
レベル1	本学関係者への影響が比較的小さく、その範囲が一部の所属にとどまる災害、事故等	関係する所属において対応する
レベル2	本学関係者への影響があり、その範囲が複数の所属にわたる災害、事故等	危機対策本部と連携して、関係する所属において対応する
レベル3	本学関係者への影響が比較的大きく、その範囲が複数の所属にわたる重大な災害、事故等	危機対策本部が中心となって全学的に対応する
レベル4	本学関係者への影響が比較的大きく、その範囲が全学にわたる甚大な災害、事故等	危機対策本部が中心となって全学的に対応する

2 理事長は、危機の状況の推移等に応じて必要があるときは、前項により決定した危機レベルの変更を行うものとする。

(危機対策本部の設置等)

第8条 理事長は、危機レベルをレベル2以上に決定したときは、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部の解散は、危機の状況に応じて理事長が決定する。

(対策本部の構成等)

第9条 対策本部は、危機レベルに応じて次の各号に掲げる構成とする。

	レベル2	レベル3	レベル4
本部長	担当理事	副理事長	理事長
副本部長	課長	担当理事	副理事長

本部員	危機に関係する所属及び事務局の教職員のうちから本部長が指名する者
-----	----------------------------------

- 2 本部長は、対策本部の業務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する者が、その職務を代行する。
- 4 対策本部が所掌する業務は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 危機に係る対応方針の決定及び対策の指示に関すること。
 - (2) 危機に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。
 - (3) 危機に係る関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 危機に係る情報公開及び報道機関への対応に関すること。
 - (5) 危機に係るその他本部長が必要と認める事項に関すること。
- 5 前項各号に掲げる事項を円滑に処理するため、必要に応じて対策本部に班を設置する。
- 6 本部長は、緊急性の高い危機に対処する場合に限り、本学の学内規程等により定められた所定の手続きを省略することができる。この場合において、本部長は、事後速やかに、理事会等へ報告しなければならない。
- 7 対策本部の名称及び設置場所は、本部長が定める。
(事後措置)

第10条 理事長は、危機の収束後、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 危機により生じた本学関係者の不安の解消及び安心の回復に努めること。
- (2) 学内の施設及びライフラインに被害が生じた場合は、関係機関等と連携し、早急な復旧に努めること。
- (3) 教育活動、研究活動及び地域貢献活動の安定化に努めること。
- (4) 社会的責任を果たすため、情報公開に努めること。
- (5) 発生した危機の対応状況を検証し、再発防止措置を講じること。
- (6) 危機の対応に関する記録の総括を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認めること。

第2章 防火・防災

(管理権原者)

第11条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する防火対象物の管理について権原を有する者は、理事長とする。

(防火管理者及び防災管理者)

第12条 管理権原者は、法第8条第1項に規定する防火管理者（以下「防火管理者」という。）及び防災管理者を置く。

- 2 防火管理者及び防災管理者（以下「防火・防災管理者」という。）は、経営管理課長を充てる。
- 3 前項の規定にかかわらず、経営管理課長が消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項に規定する防火管理者の資格を有しない場合は、経営管理課長がこの資格を有するまでの期間に限り、この資格を有する職員の中から管理権原者が防火管理者を定めるものとする。

(防火・防災管理者の業務)

第13条 防火・防災管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び届出
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防火及び防災の管理上必要な業務
(火元責任者)

第14条 防火・防災管理者を補佐し、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、火元責任者を置く。

2 火元責任者の担当は、各棟及び各室ごとに、細則で定める。

3 火元責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 前項の規定に基づく担当する棟及び室に係る火気の管理
- (2) 地震時における火気使用設備器具の安全確認
(火気等の使用禁止等)

第15条 法人の施設内において、次の各号に掲げる事項を禁止する。

- (1) 喫煙
- (2) 火災警報発令時等の火気使用
(火気の使用)

第16条 法人の施設内で火気を使用しようとする者は、あらかじめ、防火・防災管理者の承認を得なければならない。

(自衛消防組織の設置等)

第17条 理事長は、自衛消防組織として、自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊に、隊長及び副隊長を置く。
- 3 隊長は総務・施設担当理事を、副隊長は学生支援・入試担当理事をもって充てる。
- 4 自衛消防隊の組織、編制及び各班の分担任務は、細則で定める。
(自衛消防隊の隊長等の権限及び任務)

第18条 隊長は、自衛消防隊が活動を行う場合に、指揮命令を行い、消防機関との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるよう努めるものとする。

- 2 副隊長は、隊長による自衛消防活動を補佐し、隊長が不在のとき、その職務を行う。
- 3 自衛消防隊の活動については、細則で定める。
(震災の予防措置)

第19条 火元責任者は、地震による被害の発生を予防するため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 次の物に係る倒壊、転倒、落下等に伴う危険の有無の調査及び防止
 - ア 建築物
 - イ 看板、窓枠、外壁その他建築物に付随する物
 - ウ 施設内に陳列又は設置されている物
- (2) 火気使用設備器具等の転倒及び落下の防止
(地震等発生時の活動)

第20条 防火・防災管理者は、地震、暴風、竜巻及び豪雨（以下「地震等」という。）が発生し

た時は、職員に対し、次の各号に定める事項を指示するものとする。

- (1) 施設内の学生及び職員の避難場所への誘導
- (2) 施設の被害状況の確認
- (3) 情報の収集及び関係機関との連絡調整

2 防火・防災管理者及び火元責任者は、地震等が発生した時は、火気使用設備器具等の使用停止を行うものとする。

(地震等後の安全措置)

第21条 火元責任者は、地震等後、施設及び火気使用設備器具の点検検査及び応急措置を行い、全器具の安全性を確認しなければならない。

2 施設、火気使用設備器具等を使用しようとする者は、防火・防災管理者の許可を得て、それらの使用を開始するものとする。

(防火及び防災の教育)

第22条 防火・防災管理者は、平素において火災、震災、風水害その他の災害の被害を減らすため、職員に対し、防火及び防災の教育を行わなければならない。

(避難訓練)

第23条 防火・防災管理者は、災害に際し被害を最小限度にとどめるため、毎年度1回防火及び防災に係る避難訓練を実施しなければならない。

(その他の災害)

第24条 理事長は、火災、地震等以外の災害への予防及び対応については、この規程の規定に準じて、適切な措置を講じるものとする。

第3章 補則

(適用除外)

第25条 危機管理について、他の法令及び本学の諸規程等(以下この項において「法令等」という。)において別段の定めが設けてある場合にあっては、この規程によることなく当該法令等の定めるところによる。

(雑則)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市看護大学感染症対策会議規程(2019年4月規程第15号)及び公立大学法人神戸市看護大学防火・防災管理規程(2019年4月規程第41号)は、廃止する。